

## ◆国民年金保険料【学生納付特例制度】について

市民課

国民年金は、20歳以上であれば、学生も加入しなければなりません。しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

対象となる方は、学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校（修業年限1年以上である課程）に在学する学生等で、ご本人の前年所得が次の計算式で計算した金額以下であることが条件です。

【所得の目安】18万円＋〔扶養親族等の数×38万円〕

学生納付特例の承認期間は4月から翌年3月までとなりますが、承認を受けた次の年度も在学予定である場合は、4月初めに再申請の用紙が届きます。

引き続き、学生納付特例制度の申請を希望される場合は、必要事項を記入の上、ご返送ください。

## 申請について

学生納付特例の承認期間は4月から翌年3月までとなりますが、承認を受けた次の年度も在学予定である場合は、4月初めに再申請の用紙が届きます。

引き続き、学生納付特例制度の申請を希望される場合は、必要事項を記入の上、ご返送ください。

## 【問合せ先】

日本年金機構石垣年金事務所（0980・821・9213）  
または市役所市民課交付係年金担当（0980・879・005）直通

## ◆令和2年ハブ咬症注意報の発令について

環境課

沖縄県では、猛毒を有するハブが生息し、毎年60人から70人前後のハブ咬症患者が発生しています。一年のうちでも、気温が暖かくなるとハブの活動が活発になり、加えて農作業や行楽などで田畑や山野、草地への出入りが多くなるため、ハブ咬症被害も多く発生しています。

ハブによる咬症被害は、私たちの注意によって未然に防止することができます。草刈りやネズミの駆除など敷地内の環境整備を行い、ハブが生息・侵入しにくい環境を整えましょう。また、田畑や山野、草地などへの出入りや夜間に歩行する際には

十分注意するよう心がけましょう。もし、ハブに咬まれた場合は、激しい動きをしないで、身近な人に助けを求め、早急に医療機関で治療を受けましょう。  
参照…沖縄県HP ハブに気をつけよう！

## ◆子供を守るのは大人の責任！

八重山警察署からのお知らせ ☎098-821-0110

昨年の八重山警察署管内において39件の自転車盗難被害が発生しており、その多くが無施錠での駐輪中に盗難被害に遭っている状況にあります。外出時はもちろん、自宅でも、必ず！、鍵を掛けるようにしましょう。自転車利用の皆さん自転車へのツーロックの実施（無施錠で駐輪しない！）などの、盗難防止活動を積極的に行い、盗難被害に遭わないよう、ご協力をお願いします。

## ◆沖縄県議会議員一般選挙

私たちの代表を選ぶ大切な選挙です。みんなそろって投票しましょう。

## 石垣市選挙管理委員会事務局

投票日 令和2年6月7日（日）

投票時間 午前7時～午後8時（※一部投票所は午後7時まで）

投票所 投票入場券に記載の指定された投票所

## 【投票要件（投票ができる方）】

日本国籍を有し、満18歳以上の日本国民（平成14年6月8日以前に生まれた方）で、令和2年2月28日までに石垣市に転入届出をし、引き続き居住している方 ※沖縄県議会議員一般選挙においては、沖縄県内の移転先の選挙人名簿に登録されていない選挙人は、移転前の市町村の選挙人名簿に登録されていれば居住証明書等を提出、又は沖縄県の区域内に住所を有することの確認を申請することで、投票することができます。 ※沖縄県外に転出された方は投票できません。

## 【期日前投票】

投票日に仕事や旅行、レジャー、冠婚葬祭等の用務があり、投票所に行けない方は、告示の翌日から投票日の前日までに、期日前投票をすることができます。投票所、投票期間、投票時間は次のとおりです。

【場所】石垣市宮球場会議室（宇登野城1408番地1）  
【期間】令和2年5月30日（土）  
～令和2年6月6日（土）  
【時間】午前8時30分～午後8時

## 【不在者投票】

①他市町村における不在者投票

仕事や旅行などで市外に滞在している方は、滞在地の選挙管理委員会で不在者投票をすることができます。あらかじめ石垣市選挙管理委員会に「不在者投票請求書宣誓書」の提出が必要で、（不在者投票請求書宣誓書）を受領後に投票用紙等を送付します。 ※投票用紙の請求から滞在地の選挙管理委員会まで投票済みの不在者投票が送付されるまでの郵送に日数を要するため、早めの手続きをお願いします。

②指定病院等における不在者投票

都道府県の選挙管理委員会の指定する病院や老人ホーム等に入院（入所）している方は、告示日の翌日から投票日前日まで、病院等の管理者に申し出て指定病院等において不在者投票をすることができます。（早めの手続きをお願いします。）

③郵便等による不在者投票

身体障害者手帳または戦病者手帳を持っている方で、法令で定める重度の障がいのある方や介護保険法上の要介護5の認定を受けている方は郵便等により自宅などで投票する「郵便等」による不在者投票ができます。事前に石垣市選挙管理委員会に「郵便等投票証明書」の交付申請が必要ですので、早めの手続きをお願いします。

※投票用紙等の請求期限は6月3日（水）までとなりますので、ご注意ください。

## 【代理投票・点字投票】

心身の故障その他の事由により投票用紙に自書できない方は、投票管理者に申し出て、補助者が立会いのうえ、代理の者が選挙人の指示に従って候補者の氏名等を投票用紙に記入し、指示通りかどうかを確認する代理投票をすることができます。（投票の秘密は法律により堅く守られます。）

※補助者は「投票事務に従事する者」に限定されます。

また、目の不自由な方のために、投票所には点字投票用の投票用紙や点字器が用意してありますので、投票管理者に点字投票を申し出て点字投票をすることができます。

石垣市選挙管理委員会事務局 電話8219911

（内線591・593）